

News Release

令和5年5月17日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

九州電力（株）を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(1) 九州電力（株）唐津営業所（唐津市新興町18番地）

（本社：福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号）

（物品）その他（電気の供給）

(2) 九州電力（株）テクニカルソリューション統括本部（福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号）

（役務）広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、その他

2 指名停止期間

令和5年5月18日から令和5年12月31日まで 7.5か月

3 指名停止理由

九州電力（株）は、九州電力管内に所在する官公庁に対し小売供給を行う電気について、遅くとも平成30年10月12日以降、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日に公正取引委員会から違反事実の認定を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「措置要綱」という。）別表第2第4項（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については、役務は（短期）12か月以上（長期）36か月以内の範囲内で措置することとなるが、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第2条第1項第5号（発注機関が異なる工事等で違反行為が確認されたときに、短期に2か月加算）と同条第2項第3号（違反行為が2

年以上続いていたときに、短期に1か月加算)に該当するため、短期の12か月に2か月と1か月を加算して15か月とする。

なお、同社は、課徴金減免制度が適用されており、「措置要綱」第5条第2項に該当することから、指名停止の期間を2分の1に短縮し、7.5か月とする。

物品は、唐津市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要綱第2条第4項の規定により準用するものとして、7.5か月の指名停止を行うこととする。

5 令和3年度～令和4年度電気料支出状況

令和3年度 96,273,646円

令和4年度 96,023,089円

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：服部、森

電話：直通72-9155 (内線1466)